

資料 1

南魚沼市水道事業 水道料金改定の審議（第5回）

日時：令和4年9月28日

南魚沼市上下水道部水道課

もくじ

1. 前回の審議について確認	
(1) 要望書の検討	2
(2) 福祉減免制度の検討	3
(3) リゾートマンション料金の検討	4
(4) 繰入金の検討	5
2. 新水道料金（案）の決定	
(1) 一般料金	6
メーター口径別の給水件数と料金の比較	7
平均的な使用量における料金と改定率の比較	8
(2) 特殊料金①：公衆浴場	9
(3) 特殊料金②：温泉旅館	10
(4) 特殊料金③：リゾートマンション	11
(5) 特殊料金④：臨時	12
3. 答申書の取りまとめについて	13
4. 審議委員会のスケジュール	14

1. 前回の審議について確認

(1) 要望書の検討

要因

- ・ 社会福祉法人南魚沼福祉会より、福祉事業に新たに用途区分を設け、安価な水道料金の適用を望む「**要望書**」を受理した
- ・ 営利を目的にせず、高齢者、障がい者福祉に貢献しているが、諸経費の高騰により経営に影響が出ている

検討

- ・ 福祉介護事業は、内容が多岐にわたり、対象要件を絞ることが難しく、複雑な料金設定は避けたい
- ・ 減収分の財源は、一般会計繰入金を充てるべき、特定の事業者を対象にした繰入金には、疑問がある

結果

- ・ **事務局の方針 「福祉事業に対する『安価な用途設定』は、しない」**
- ・ **審議委員会 「事務局の方針を承認する」**

意見

- ・ 「他の大口使用者と同様の取扱いとするなら、一般会計繰入金による値上げ緩和措置を強く望む」
- ・ 「料金比較を見ると温泉旅館は、優遇されていると感じる。段階的にシンプルな水道料金に改めるべきである」

(2) 福祉減免制度の検討

要因

- ・ 水道使用量が少なく割高な水道料金を支払う高齢者世帯に対して、時限的な措置として、水道基本料金の一部を減免する
- ・ 減免制度は、平成24年度に開始して10年が経過する。減収に充てる財源は、一般会計からの繰入金である

検討

- ・ 使用量が10m³以下で割高な基本料金を負担している世帯は、対象世帯の半数程度にとどまる
- ・ 今回の改定で高齢者世帯に限らず、使用量の少ない世帯の負担は継続的に広く軽減される

結果

- ・ **事務局の方針 「時限的な福祉減免制度は、終了したい」**
- ・ **審議委員会 「事務局の方針を承認する」**

意見

- ・ 「福祉減免制度の終了だけが、強調されることのないように、一般の使用量の少ない世帯は、『**広く負担が軽減される**』ことを十分に説明すること」

(3) リゾートマンション料金の検討

要因

- ・ リゾートマンション内の使用者は、月の水道使用量が10m³未満になる場合が多く、改定の料金を適用すると多額の減収になる

検討

- ・ リゾートマンションを含めて、現在の水道施設の規模を決定していることから相応の経費負担をお願いしたい

結果

- ・ 事務局の方針「リゾートマンション内の使用者に対して、10m³を基本水量とする一般用と異なる特殊料金を新たに設定したい」
- ・ 審議委員会「事務局の方針を承認する」

意見

- ・ 「マンションをアパートのように使用して、住民税を納付している市民に対しては、一般用料金の適用をすべきと考えることができる。定住者を増やす施策につながることから配慮を求める」

報告

- ・ リゾートマンション5棟において、住民登録されている部屋が、約170室あることがわかりました。給水件数2,822件の6%に相当します。対応につきましては、マンション管理組合と相談して検討いたします。

(4) 繰入金の検討

要因

- 25mm以上のメーターを設置している大口使用者は、平均改定率29.3%の値上げになるため、値上げが段階的な実施になるように、一般会計に対して繰入金を要望する

検討

- 一般会計繰入金5,000万円で、約3%の値上げを抑えることができる
- 繰入金は、時限的な措置であり、将来にわたり継続して約束されるものではない
- 大口使用者の平均改定率を20%程度に抑えたい

結果

- 事務局の方針 「令和9年度まで、総額1億5千万円の繰入金を要望する」
- 審議委員会 「事務局の方針を承認する」

意見

- 「大口使用者の水道料金『**激変緩和措置**』に、一般会計から繰入金を要望すること」

2. 新水道料金（案）の決定

(1) 一般料金「税込み」

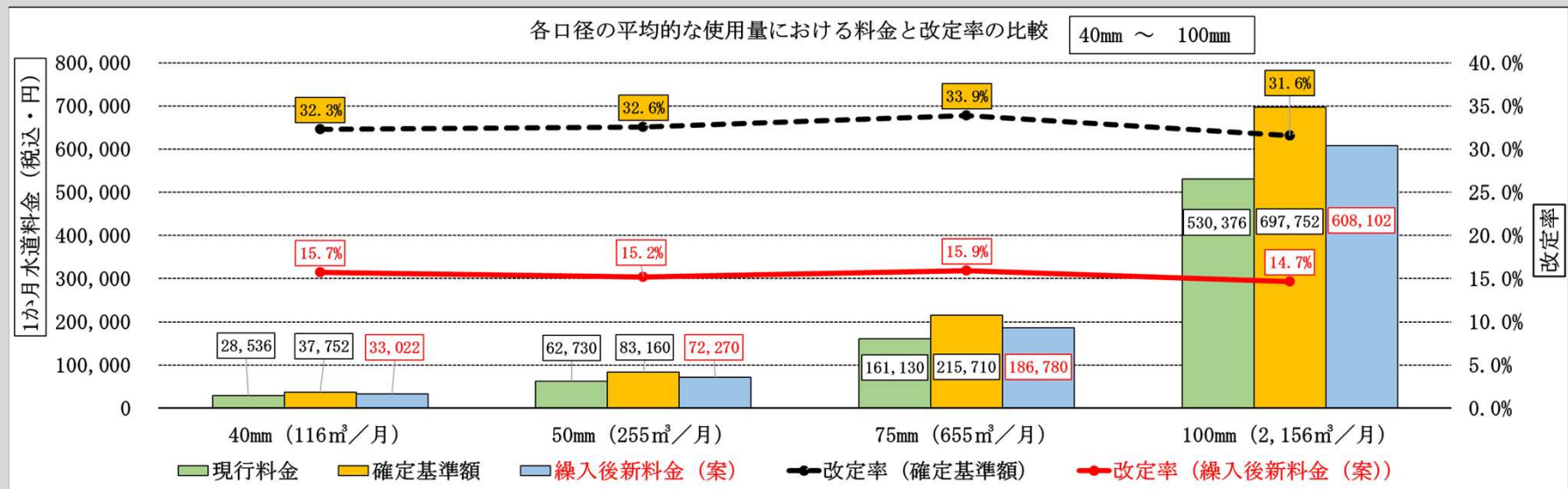
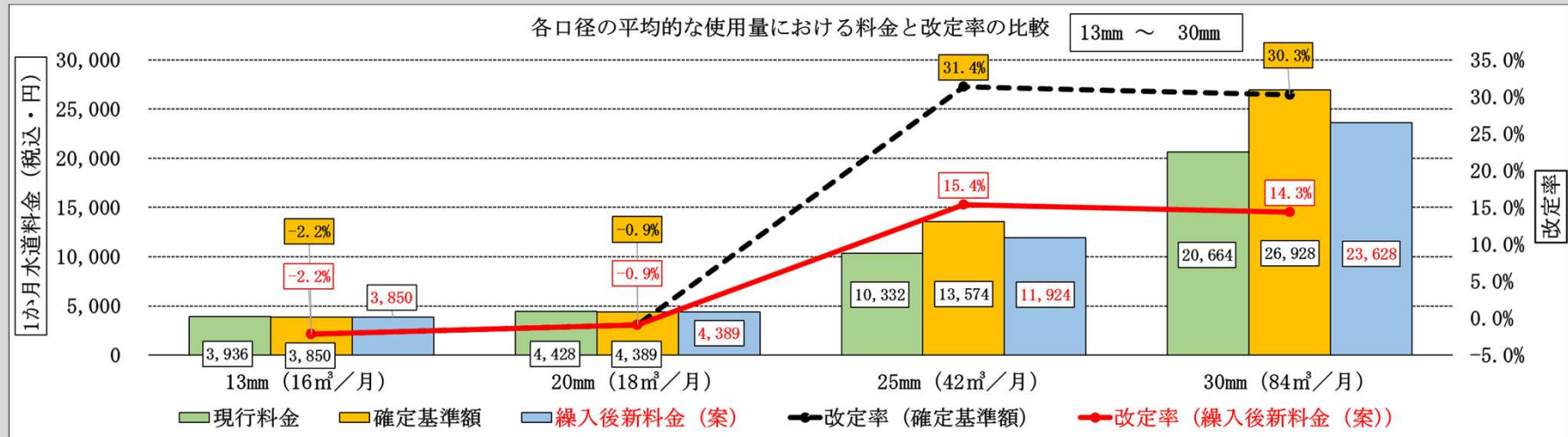
現行料金		確定基準額		繰入後新料金（案）		
基本料金		基本料金		基本料金		
13mm	2,460円 /10m ³	13mm	1,628円	13mm	→ 1,628円	
20mm		20mm	1,683円	20mm	→ 1,683円	
25mm		25mm	3,410円	25mm	↘ 1,760円	
30mm		30mm	6,600円	30mm	↘ 3,300円	
40mm		40mm	9,680円	40mm	↘ 4,950円	
50mm		50mm	21,450円	50mm	↘ 10,560円	
75mm		75mm	57,200円	75mm	↘ 28,270円	
100mm以上		100mm以上	176,000円	100mm以上	↘ 86,350円	
従量料金 1m ³ 当たり		従量料金 1m ³ 当たり		従量料金 1m ³ 当たり		
11～5,000m ³	246円	口径	1～10m ³	11m ³ 以上		
5,001～10,000m ³	214円	13・20mm	77円	242円		
10,001m ³ ～	134円	25mm以上	242円			

旧簡水一般料金も同料金にする

メーター口径別の給水件数と料金の比較

口径	給水件数	割合 %		月平均 使用量 m ³	平均使用 時 現行料金 (円・税込)	平均使用時 繰入後 新料金(案) (円・税込)	1か月の 差額 (円)	年間 の差額 (円)	改定率	平均 改定率
13 mm	20,209	83.9	96.1	16	3,936	3,850	▲86	▲1,032	▲2.2%	家庭
20 mm	2,947	12.2		18	4,428	4,389	▲39	▲468	▲0.9%	
25 mm	525	2.2	3.9	42	10,332	11,924	1,592	19,104	15.4%	事業所 <u>13.9%</u> 繰入前 29.3% の半数 以下に 軽減
30 mm	41	0.2		84	20,664	23,628	2,964	35,568	14.3%	
40 mm	216	0.9		116	28,536	33,022	4,486	53,832	15.7%	
50 mm	112	0.5		255	62,730	72,270	9,540	114,480	15.2%	
75 mm	21	0.1		655	161,130	186,780	25,650	307,800	15.9%	
100 mm	3	0.0		2,156	530,376	608,102	77,726	932,712	14.7%	
150 mm	1	0.0		5,862	1,414,468	1,504,954	90,486	1,085,832	6.4%	
計	24,075	100	100							

平均的な使用量における料金と改定率の比較



資料2「口径別改定率の詳細」、資料3「県内22市町水道料金比較表」もご覧ください

(2) 特殊料金①：公衆浴場「税込み」

現行料金

基本料金	
メーター口径 に関係なく 0～300m ³ まで	16,042円

従量料金 (1m ³ 当たり)	
301～1,000m ³	69円
1,001m ³ ～	48円

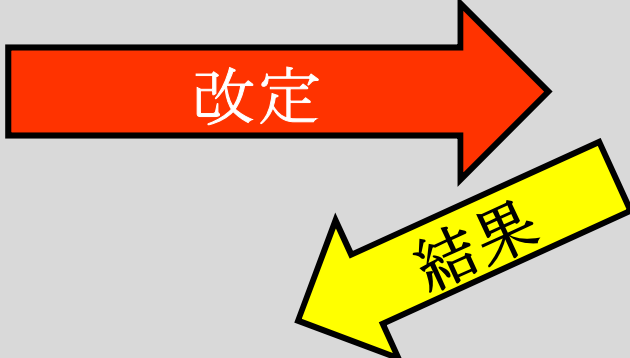
改定の方針
対象：3件

一般用25mm以上の改定率13.9%に準じて、料金を値上げする。
また、1,001m³以上の従量料金は廃止する。

新料金 (案) 公衆浴場

基本料金	
メーター口径 に関係なく 0～300m ³ まで	18,370円

従量料金 (1m ³ 当たり)	
301m ³ ～	77円



令和3年度	使用水量	現行料金	新料金 (案)	月差額	年差額	改定率
月平均使用量	318m ³	17,284円	19,756円	2,472円	29,664円	14.3%
月最大使用量	433m ³	25,219円	28,611円	3,392円	40,704円	13.5%

(3) 特殊料金②：温泉旅館「税込み」

現行料金

基本料金	
メーター口径 に関係なく 0～300m ³ まで	50,264円

従量料金 (1m ³ 当たり)	
301～1,000m ³	171円
1,001m ³ ～	95円

改定の方針
対象：12件 (休止1)

一般用25mm以上の
平均改定率**13.9%**
に準じて、料金を
値上げする。

新料金 (案) 温泉旅館

基本料金	
メーター口径 に関係なく 0～300m ³ まで	59,400円

従量料金 (1m ³ 当たり)	
301～1,000m ³	187円
1,001m ³ ～	110円

改定

結果

令和3年度	使用水量	現行料金	新料金 (案)	月差額	年差額	改定率
月平均使用量	582m ³	98,486円	112,134円	13,648円	163,776円	13.9%
月最大使用量	3,444m ³	402,144円	459,140円	56,996円	683,952円	14.2%

(4) 特殊料金③：リゾートマンション「税込み」

現行料金	
基本料金	
13mm	2,460円 /10m ³
20mm	
25mm	
30mm	
40mm	
50mm	
75mm	
100mm以上	
従量料金 1m ³ 当たり	
11～5,000m ³	246円
5,001～ 10,000m ³	214円
10,001m ³ ～	134円

改定の方針
対象：5棟 2,822件

一般の改定新料金の基本料金に、10m³分の従量料金を加えた額を各戸メーターの基本料金とする。
11m³以上の従量料金は一般と同額とする。



リゾートマンションの親メーターには基本料金を設定しない。
1m³当り242円の従量料金のみとする。

新料金(案)リゾートマンション

基本料金 (10m ³ まで)	
13mm	2,398円
20mm	2,453円
25mm	4,180円
30mm	5,720円
40mm	7,370円
50mm	12,980円
75mm	30,690円
100mm以上	88,770円

従量料金 1m ³ 当たり 11m ³ ～	
242円	

(5) 特殊料金④：臨時「税込み」

現行料金

基本料金	
メーター口径 に関係なく 0～10m ³ まで	3,850円

従量料金 1m ³ 当たり 11m ³ ～
385円

改定の方針

現行料金を据置く



新料金 (案) 臨時

基本料金	
メーター口径 に関係なく 0～10m ³ まで	3,850円

従量料金 1m ³ 当たり 11m ³ ～
385円

3. 答申書の取りまとめについて

- 今回の審議で、南魚沼市長より諮問された、南魚沼市水道料金体系の見直し及び料金の改定について審議を終え、市長に対する南魚沼市上下水道審議委員会の「答申書」を作成します。
- 「答申書」の提出は、令和4年10月28日を予定しています。従って、事務局で10月18日を目途に「答申書（案）」を作成して、委員の皆さんから次回の審議委員会前に「答申書（案）」を確認をしていただきたいと思います。
- 「答申書（案）」の修正やご意見については、全委員及び参与に文書等で行い、取りまとめて「答申書」を作成します。
- 10月28日は、はじめに「答申書」の確認と承認を行います。その後、南魚沼市長に答申書を提出する予定です。

4. 審議委員会のスケジュール

審議委員会	開催日程	主な説明と審議内容
第1回	令和4年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の改定について諮問 ・水道料金と経営状況の推移 ・事業計画 ・水道料金の算定方法
第2回	令和4年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・県内20市の水道料金比較表 ・改定水道料金（案/基準料金）
第3回	令和4年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・現行用途料金の検討
第4回	令和4年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定率の詳細について ・要望書の検討 ・福祉減免制度の検討 ・リゾートマンション料金の検討 ・繰入金の検討と今後の方針
第5回	令和4年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・新水道料金（案）の決定 ・答申書の取りまとめについて
第6回	令和4年10月28日予定	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書の審議と承認 ・答申書の提出